

町田市通学区緩和制度 よくあるご質問（Q&A）

■昨年お問い合わせを多くいただいたご質問

Q：上の子が学区外の学校に通っているのに、下の子も同じ学校に通わせたい。

A：2026年度に希望の学校に上のお子さんが在学している場合は、下のお子さんも通学を希望できます。下記申請方法のうち、いずれかの方法でご申請ください。

●オンライン申請の場合…「町田市学区外通学制度に関するご案内」裏面のご案内に沿って、掲載している二次元コードから申請してください（「利用する制度」に関する設問で「I 指定校変更制度」を選択し、続く「希望事由（指定校変更制度） ※1つのみ」の設問で「A 兄弟姉妹関係」を選択してください）。

●「申請書」提出の場合…2026年度新入学予定者のいるご家庭に郵送している申請書をご提出してください（申請書下部の「利用する制度」に関する設問で「I 指定校変更制度」を選択し、続く「希望事由 ※1つのみ」の設問で「A 兄弟姉妹関係」を選択してください）。

■2026年度新1年生・入学までの流れについて

Q：申請書が届いていない。（届いていない知人がいる。）

A：学務課（電話042-724-2176）までご連絡ください。申請書とご案内の書類を送付いたします。

■学校情報のお知らせについて

Q：学校の状況を知りたい。

A：各学校では、学校の状況を確認していただけるよう学校公開を行っています。学校公開では、公開授業・学校説明会・各種行事を実施しますので、ぜひご参加ください。日程については、「学校公開日一覧表」をご覧ください。

■特別支援学級等を希望する方について

Q：特別支援学級に就学したいがどうすればいいか。

A：教育センター就学相談担当（電話042-793-3057）までご連絡ください。

■町田市立小・中学校通学区緩和制度（入学時学校選択）のご案内について

Q：「指定校」とは何ですか。

A：町田市立の小・中学校は、お住いの住所により通学区が決まっています。その通学区の学校を指定校といいます。

Q：自分の学区や指定校がわからない。

A：今回送付しましたご案内に記載されている学校が、指定校になります。また、「まちだ子育てサイト」からもご確認いただけます。

■申請するにあたって（留意事項）について

Q：複数の学校を希望してその中から決めたい。

A：通学可能な学校は、1校だけなので、予め希望校を決めた上でご申請ください。

Q：入学後にその学校が合わなかった場合、別の学校に転校できるのか。

A：入学後に、希望校から指定校に戻ることは原則できません。希望したことにより通学距離が遠くなることもあります。また、中学校の部活動については、指導教員の異動により廃部になることや、学校によっては、一度帰宅して再度登校をすることもあります。そうしたことも含めてご家庭で十分に話し合ってから申請してください。

Q：希望校へは遠距離通学になる。安全面や通学費の負担が心配だ。

A：通学区域緩和制度により通学区域外の学校に入学された場合、通学費の補助はありません。また、通学区域緩和制度により通学区域外の学校に入学された場合、保護者の責任において、お子さんと一緒に通学経路を確認し、安全確保に努めていただきますようお願いいたします。なお、自転車通学や自動車での送迎は原則として認められていません。公共の交通機関を使用する場合は、学校長の許可が必要です。

■希望できる対象学年について

Q：在校生は申し込めないのですか。

A：在学中の児童・生徒からの申し込みはできません。

■希望できる学校の範囲と受入枠について

Q：（中学校）希望校へはバス（または電車）の乗り継ぎで負担が大きいのので補助がほしい。

A：通学区域緩和制度により通学区域外の学校に入学された場合は、通学費の補助はありません。

Q：希望したい学校に受入枠がないので作ってほしい。

A：今回受入枠のない学校に受入枠をつくることはできません。

Q：受入枠はどうやって決めているのか。

A：受入枠は、学校施設の状況、児童・生徒数の今後の見通し等を勘案して決定しています。

■市外からの転入者と、市内での転居者について

Q：希望校に受入枠が残っているか知りたい。

A：お問い合わせいただいた時点での申請状況は、お答えできます。

Q：第一次申請期限（10/6（月））後に市外から転入、または市内での転居を検討している。通学区域緩和制度の申請は可能か。

A：お引越後、住民登録が終わった時点で、希望校に受入枠が残っている場合は申請可能です（申請条件を満たしている場合のみ）。

■申請手続きについて

Q：事情があつて締め切りに間に合わないかもしれない。11月に相談したい。

A：通学区域緩和制度による申請については、第一次申請期限までに申請数が受入枠上限に達しない学校については、申請期限を11/21（金）（第二次申請期限）まで延長します。先着順にて順次申請の受付、決定を行い、申請数が受入枠上限に達した時点で受付終了とします。

受入枠の残数は変動しますので、現状については随時学務課までお問合せください。

■受入枠を超えた場合について

Q：抽選ではなくて、優先順位をつけてほしい。

A：原則公開抽選になっております。指定校への通学距離が片道 1.5 km以上かつ希望校への通学距離が 1.5 km未満の場合（中学校の場合は通学距離をそれぞれ片道 2.0km に読み替える）優先いたします。※入学日から3年間以内に、学校統合等に伴い校舎位置の変更がある場合は、変更後の校舎位置から距離計測を行うことも可能です。

Q：抽選で外れた後はどうなるのか。抽選で外れたら、希望校へは入学できないのか。

A：抽選で決定者にならなかった場合、待機者になります。（待機順位も公開抽選で決定します。）待機となった方は決定者が辞退した時点で順次繰り上がり決定となります。待機登録期間は、2026年2月末日までとし、期間内に希望校への決定とならなかった場合は、指定校への入学となります。但し、2月末日時点で、抽選となった学校に受入れの余裕があると判断した場合は、受入枠を超えた人数を受け入れることもあります。

Q：待機者とは。

A：公開抽選で受入枠の数だけ入学決定者を決めます。それ以外の方が待機者となります。

Q：待機者はどのように決めるのか。

A：公開抽選で入学決定者を受入枠の数だけ決めます。それ以外の方が待機者となります。待機順位は公開抽選で決めます。

Q：待機者が繰り上がることはあるのか。

A：決定者が辞退した時点で順次繰り上がり決定となります。繰り上がりが決定した方には、学務課からご連絡いたします。

Q：待機登録期間とは。

A：決定者が辞退して、繰り上がりを待つことができる期間です。

■通学区域緩和制度によらない指定校の変更について

Q：上の子の時には緩和の枠がなかった。下の子の時は枠が設けてあるので上の子を転校させたい。

A：下のお子さんに合わせて上のお子さんが転校することはできません。

Q：ホームページ上ではほかにも事由があるが。

A：手引でご案内しているのは、入学時に該当となる事由を抜粋したものです。

■指定校変更制度の注意点について

Q：兄弟（姉妹）そろって変更したい。

A：兄弟姉妹関係による指定校変更は、2026年度に希望の学校に兄姉が在学していることが前提です。兄姉が在学していない学校に、兄弟姉妹が同時に指定校を変更することはできません。

Q：通学費の補助がないと通えない。

A：指定校変更（特認地区を除く）により入学された場合は、通学費の補助はありません。

Q：(中学校)「③小中学校の継続で、継続する中学校が2校ある場合は2校とも通学区域外である場合のみ申請することが可能です。」がよくわからない。

A：例えば、町田第五小学校の学区域から、隣接校の町田第三小学校に通っている場合、町田第五小学校の継続校は南大谷中学校ですが、町田第三小学校の継続校は、町田第一中学校と薬師中学校になります。この場合、町田第一中学校と薬師中学校はどちらも通学区域外の中学校であるため、いずれかを希望できます。

■就学援助費と就学奨励費について

Q：援助を受けたい。

A：就学援助費または就学奨励費は入学後の申請です。入学後にお配りする就学援助費または就学奨励費のお知らせをご覧ください。

なお、小学校入学前の入学準備金の入学前支給は、10月上旬に郵送のご案内と申請書をご覧のうえ、学務課で申請してください。

■就学時健康診断のご案内について ※小学校のみ

Q：健康診断を希望校で受けたい。

A：就学時健康診断の受診校は、原則として就学指定校（お住まいの学区の小学校）となります。9月末～10月上旬に通知書を送付しますが、なるべく入学予定の学校で受診できるよう通学区域緩和制度を申請した方で指定校以外の入学予定校が決定した方は受診校を変更いたします。

変更後の受診校の健診通知を、通学区域緩和制度の決定通知と一緒に10月下旬に送付します。変更の通知を待っていると健診日の直前になってしまう場合もあるため、就学時健診日程表を確認いただき、あらかじめ通学区域緩和制度の希望先学校の健診日をご予定いただきますようお願いいたします。

通学区域緩和制度を申請した先の学校が抽選になった方は、原則として9月末に通知しました受診校（就学指定校）にて受診をお願いします。

抽選の結果、就学指定校以外への入学が決定した方は入学予定校で健診が受けられる可能性がありますので、保健給食課にご相談ください（すでに入学予定校の健診が終了している場合は除きます）。

受診校について、不明な点やご相談は、保健給食課（電話042-724-2177）へご連絡ください。

■学童保育クラブのご案内について ※小学校のみ

Q：学童保育クラブの申し込みがしたい。

A：学童保育クラブは、仕事をしているなどの理由で日中保育ができない町田市在住のご家庭の児童をお預かりし、適切な遊びと生活の場を提供して、児童の健全な育成を図るところです。

※入会できるクラブは、原則として、通学する小学校区にある学童保育クラブです。

※保育時間、費用等につきましては、まちだ子育てサイトをご確認ください。

【学童保育クラブのご紹介（まちだ子育てサイト）】

ホーム>目的からさがす>あずける>学童保育クラブ

◆2026年度4月入会の申込◆ ※9月頃にまちだ子育てサイトで案内を掲載します。

○申込期間

10月上旬～11月上旬

○申込方法

必要書類を揃えたうえ、オンライン申請、郵送、児童青少年課窓口への提出

また、学童保育クラブに関するご質問は、子ども生活部児童青少年課学童保育係（電話042-724-2182）までご連絡ください。

■申請方法について

Q：オンライン申請の方法、申請書の書き方がわからない。

A：学務課（電話０４２－７２４－２１７６）までご連絡ください。ご説明いたします。

※次ページで記入例を紹介します

特別支援学級を希望し、通常の学級でも指定校以外の学校を希望する場合の例

町田市立小・中学校
通学区域緩和制度就学校希望申請書 兼 就学指定校変更申請書

※通学区域指定校に入学される方、オンライン申請をご利用の方は、この申請書の提出は不要です
※別紙①ご案内裏面の二次元コードからオンライン申請が可能です

年 月 日

通学区域緩和制度及び就学指定校変更制度により次の学校への就学を希望します。

フリガナ	ガクム ハナコ	生 年 月 日
児童・生徒氏名	学務 花子	平成 令和 XX 年 X 月 X 日
住 所	〒 194-3520 町田市森野 2-2-22	
電 話 番 号	自宅 042-7XX-XXXX	携帯・職場等 090-XXXX-XXXX
保 護 者 氏 名	学務 太郎	続柄 子

希望校名は省略せずに「受入枠一覧表」どおりに記入してください。
(○：町田第一、南第二、鶴川第三 ×：第一、第二、第三)

希 望 校 (希望は1校)	町田市立 忠生第三	小 学校
	☆特別支援学級(固定制)を希望され、通学区域緩和制度の利用を希望される方	
	町田市立 町田第五	小 学校

利用する制度 (別紙④の4ページを確認し、ⅠまたはⅡに○を付けてください。)

Ⅰ 指定校変更制度

Ⅱ 通学区域緩和制度

希望事由に○を付けてください。

希望理由に○を付けてください。

希望事由 ※1つのみ	希望理由 ※複数選択可 (希望理由は申請結果に影響しません)
A 兄弟姉妹関係 (兄姉名: 新学年 年)	ア 通学距離 イ 友人関係
B 特認地区	ウ 部活動(部)
C 通学距離	※入学後に、希望する部活動が、募集停止等により 必ずあるわけではないことにご留意ください。
D 学校統合(隣接校選択) ★統合予定校隣接校のみ	エ その他
E 小・中学校の継続(中学校のみ)	
F 小学校入学時に想定していた継続中学校(中学校のみ)	

※申請書の提出期限は、10月6日(月)(当日消印有効)です。(第一次申請期限)

※申請数が受入枠上限に達していない学校は、11月21日(金)まで受付を延長します。(第二次申請期限)

※第一次、第二次申請期限ともに、期限後はいかなる理由でも受付できません。

教育委員会使用欄	指定校	校/名称	氏名/住所	その他指変	集計表入力
	学校				/
	就健 入力済 □	結果	学齢簿処理	決裁	
	受診校:	決定	/	係	係長 課長
	健診名簿 処理 □	待機			

学務課受付印